

堺市監査委員公表第 2 7 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 1 2 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	定期監査及び行政監査		
監 査 実 施 期 間	令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 3 月 26 日		
措置を講じた部局等	人事委員会事務局		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課	
2 委託料について 委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。 ア 契約書における収入印紙 令和 5 年度堺市職員採用試験（大学卒程度（事務）等）問題作成等業務及び令和 5 年度堺市職員採用試験（高校卒程度（事務）等）問題作成等業務について、総価契約分の金額と単価契約分の金額（単価に予定数量を乗じた金額）の合計に基づく収入印紙を契約書に貼付しなければならないが、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。 なお、上記業務について、令和 2 年度以降の契約書においても、同様のものがあった。	ご指摘後、直ちに受託業者に連絡し、適正な金額の収入印紙の貼付を指示し提出を受けました。 今後は、契約締結決裁時に、契約書の収入印紙の貼付枠内と、既存のチェックリストに「必要な収入印紙額」を記載することで、必要な収入印紙額を把握し、同チェックリストに基づき契約締結時又は、受託業者から契約書が提出された際に「必要な収入印紙額」が貼付されているか確認します。	人事委員会事務局	